

執行役員報酬規程

株式会社エムエムインターナショナル

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、株式会社エムエムインターナショナル（以下「会社」という）の執行役員に対する報酬その他の事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、取締役兼務の執行役員を除くすべての執行役員に適用する。
2 取締役兼務の執行役員については、役員報酬規程を適用するものとする。

(報酬の構成)

第3条 執行役員の報酬は、基本報酬および賞与から構成される。

(報酬の決定原則)

第4条 執行役員の報酬および賞与は、この規程に基き、取締役会で協議のうえ社長が決定する。

第2章 基本報酬

(算定基準額)

第5条 執行役員の基本報酬額の算定基準額は、前年度の業績評価によって S、A、B、C、D の 5 段階のランク別に決定する。ただし、就任時は原則 B ランクとする。
2 算定基準額のランクの改定は、毎年 6 月とする。

(変更時期)

第6条 基本報酬の変更時期は、毎年 6 月とする。

(基本報酬の支給日)

第7条 基本報酬は、毎月 25 日に本人の指定口座に振り込むものとする。

(報酬からの控除)

第8条 毎月の報酬から次のものを控除する。

- (1) 所得税、住民税
- (2) 社会保険料
- (3) 本人から申出のあった前払金、貸付金、立替金など
- (4) 社宅の自己負担

第3章 賞与

(賞与の支給)

第9条 執行役員の賞与は、会社の業績によって、取締役会で支給を決定する。

(賞与の支給日)

第10条 賞与の支給日は、役員賞与の支給日と同日とする。

附則

- ・この規程の改廃は、取締役会決議による。
- ・この規程は平成26年4月1日から施行する。

平成27年6月5日改訂。